

添付法令資料 1 :

韓国交通弱者の移動便宜増進法（目次）

2025 年 1 月 31 日法律第 20756 号により一部改正 2026 年 2 月 1 日施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 5 条）
- 第 2 章 交通弱者移動便宜の増進計画（第 6 条ないし第 8 条）
- 第 3 章 移動便宜施設設置基準等（第 9 条ないし第 17 条の 7）
- 第 4 章 歩行優先区域及び歩行安全施設物の設置等（第 18 条ないし第 24 条の 2）
- 第 5 章 補則（第 25 条ないし第 30 条）
- 第 6 章 罰則（第 31 条ないし第 34 条）
- 附則